

◎専修学校が授業科目の履修とみなすことができる学修（平成十一年文部省告示第百八十四号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>1 省令第十一条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。</p> <p>一 高等学校の専攻科における学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>二 (略)</p> <p>三 大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校が付随事業として提供する公開講座その他の学習機会における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修</p> <p>四 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の六第一項各号に掲げる施設において行われる職業訓練に係る学修で、専修学校において、当該専修学校教育に相当する水準を有すると認められたもの</p> <p>五 八 (略)</p> <p>2 省令第十一条第三項の別に定める学修は、前項に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。</p> <p>一 三 (略)</p>	<p>1 省令第十条第一項の別に定める学修は、次に掲げる学修とする。</p> <p>(新設)</p> <p>一 (略)</p> <p>二 大学において開設する公開講座における学修、公民館その他の社会教育施設において開設する講座における学修その他これらに類する学修</p> <p>(新設)</p> <p>三 六 (略)</p> <p>2 省令第十条第三項の別に定める学修は、1に掲げるもののほか、次に掲げる学修とする。</p> <p>一 三 (略)</p>

◎専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）

（傍線の部分は読替部分）

改正案		現行									
<p>（専門士の称号）</p> <p>第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。</p>		<p>（専門士の称号）</p> <p>第二条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二百二十四条に規定する専修学校の同法第二百五条第一項に規定する専門課程（次条において「専修学校専門課程」という。）の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、専門士と称することができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。</p>									
<table border="1"> <tr> <td>専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）</td> <td> <table border="1"> <tr> <td>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</td> <td>単位制による学科であるもの</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）	<table border="1"> <tr> <td>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</td> <td>単位制による学科であるもの</td> </tr> </table>	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	単位制による学科であるもの	<table border="1"> <tr> <td> <table border="1"> <tr> <td>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</td> <td>全課程の修了に必要な総単位数が六十二</td> </tr> </table> </td> <td> <table border="1"> <tr> <td>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。</td> <td>全課程の修了に必要な総単位数が六十二</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	<table border="1"> <tr> <td>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</td> <td>全課程の修了に必要な総単位数が六十二</td> </tr> </table>	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が六十二	<table border="1"> <tr> <td>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。</td> <td>全課程の修了に必要な総単位数が六十二</td> </tr> </table>	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が六十二
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科（次条第二号の表において単に「昼間学科又は夜間等学科」という。）	<table border="1"> <tr> <td>学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</td> <td>単位制による学科であるもの</td> </tr> </table>	学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	単位制による学科であるもの								
学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十号）第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表及び次条第二号の表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	単位制による学科であるもの										
<table border="1"> <tr> <td>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</td> <td>全課程の修了に必要な総単位数が六十二</td> </tr> </table>	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が六十二	<table border="1"> <tr> <td>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。</td> <td>全課程の修了に必要な総単位数が六十二</td> </tr> </table>	全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が六十二						
全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が六十二										
全課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。	全課程の修了に必要な総単位数が六十二										

専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科（次条第二号の表において単に「通信制の学科」という。）

三・四 (略)

(高度専門士の称号)

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一 (略)

二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。

学科の区分		要件
昼間学科又は夜間等学科	単位制による学科であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。
通信制の学科	単位制による学科であるもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十四単位以上であること。

三・四 (略)

三・四 (略)

(高度専門士の称号)

第三条 専修学校専門課程の課程で、次に掲げる要件を満たすと文部科学大臣が認めるものを修了した者は、高度専門士と称することができる。

一 (略)

二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。

三・四 (略)

◎専修学校の高等課程のうち、当該課程を修了した者が大学入学に関し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十七号）

（傍線の部分は読替部分）

改 正 案	<p>一 修業年限が三年以上であること。</p> <p>二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">学科の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">要件</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科 </td> <td style="vertical-align: top;"> 全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの </td> <td style="vertical-align: top;"> 全課程の修了に必要な総単位数が七十四 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 単位制による学科であるもの </td> <td style="vertical-align: top;"> 単位以上であること </td> </tr> </table> <p>専修学校設置基準第五条第一項に規定する通信制の学科</p>	学科の区分	要件	専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。	学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総単位数が七十四	単位制による学科であるもの	単位以上であること
学科の区分	要件								
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科	全課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十単位時間以上であること。								
学校教育法施行規則第八十三条の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総単位数が七十四								
単位制による学科であるもの	単位以上であること								
現 行	<p>一 修業年限が三年以上であること。</p> <p>二 課程の修了に必要な総授業時数が二千五百九十時間以上であること。</p>								

◎専修学校の専門課程を修了した者が大学へ編入学できる専修学校の専門課程の総授業時数（平成十年文部省告示第百二十五号）

（傍線の部分は読替部分）

改 正 案	現 行								
<p>全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center; vertical-align: middle;">学科の区分</td> <td style="width: 70%; text-align: center; vertical-align: middle;">要 件</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p> </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p>単位制による学科であるもの</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p> </td> </tr> </table>	学科の区分	要 件	<p>専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科</p>	<p>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</p>	<p>「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</p>	<p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p>	<p>単位制による学科であるもの</p>	<p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p>	<p>課程の修了に必要な総授業時数が千七百時間以上であること。</p>
学科の区分	要 件								
<p>専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四条に規定する昼間学科又は夜間等学科</p>	<p>全課程の修了に必要な総授業時数が千七百単位時間以上であること。</p>								
<p>「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの</p>	<p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p>								
<p>単位制による学科であるもの</p>	<p>全課程の修了に必要な総単位数が六十二単位以上であること。</p>								

◎専修学校の専門課程のうち、当該課程を修了した者が大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院への入学に関し大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められるものに係る基準（平成十七年文部科学省告示第百三十八号）

（傍線の部分は読替部分）

改 正 案	<p>一 （略）</p> <p>二 全課程の修了の要件が、次の表上覧に掲げる学科の区分に応じ、同表下欄に掲げるものであること。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">学科の区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">要件</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四條に規定する昼間学科又は夜間等学科 </td> <td style="vertical-align: top;"> 全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 学校教育法施行規則第八十三條の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの </td> <td style="vertical-align: top;"> 全課程の修了に必要な総単位数が百二十 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> 単位制による学科であるもの </td> <td style="vertical-align: top;"> 四単位以上であること。 </td> </tr> </table> <p>三・四 （略）</p>	学科の区分	要件	専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四條に規定する昼間学科又は夜間等学科	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。	学校教育法施行規則第八十三條の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十	単位制による学科であるもの	四単位以上であること。
学科の区分	要件								
専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）第四條に規定する昼間学科又は夜間等学科	全課程の修了に必要な総授業時数が三千四百単位時間以上であること。								
学校教育法施行規則第八十三條の二第二項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科（以下この表において「単位制による学科」という。）であるもの以外のもの	全課程の修了に必要な総単位数が百二十								
単位制による学科であるもの	四単位以上であること。								
現 行	<p>一 （略）</p> <p>二 課程の修了に必要な総授業時数が三千四百時間以上であること。</p> <p>三・四 （略）</p>								